

国・東京都の新たな住宅施策

1 都市型軽費老人ホーム（ケアハウス）

(1) 制度創設の背景

平成21年3月に群馬県渋川市の未届け施設で火災があり、死者10名という惨事になった。犠牲者の多くは都内で生活保護を受けていた高齢者の方で、これを契機に、大都市における低所得高齢者の問題が社会問題として取り上げられた。この問題に対処するために、東京都では高齢者のすまいに関するプロジェクトチームを発足させ、検討を行った結果、「都型ケアハウス」を提案し、国に対して規制緩和と財政支援を強く要請した。東京都の要請を受けて、国は平成22年4月に厚生労働省令を改正し、従来の軽費老人ホームの基準を大きく緩和した「都市型軽費老人ホーム」を創設した。

(2) 施設の概要

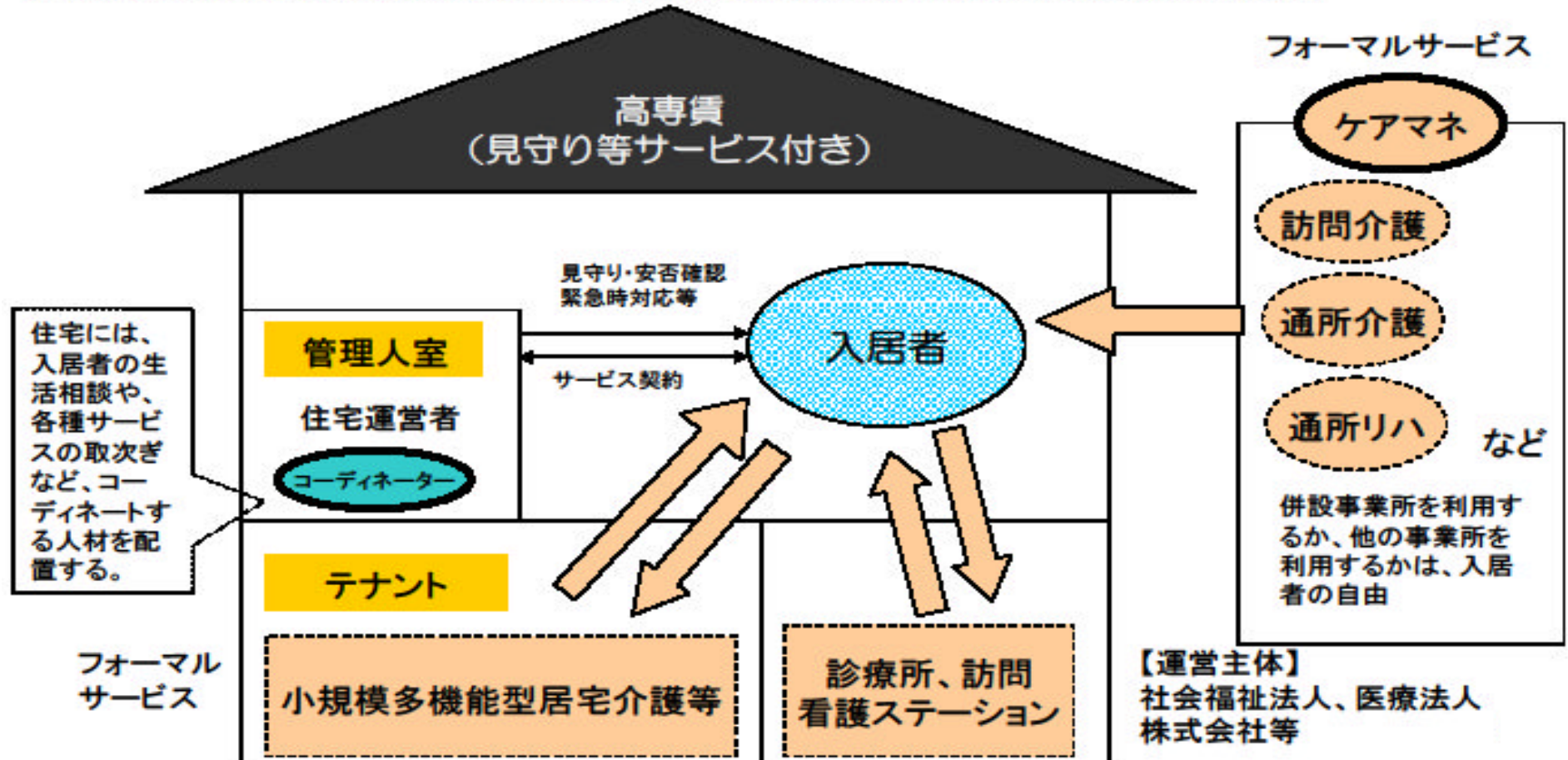
区分	大都市・小規模タイプ	(現行ケアハウス)
1 定員規模	20人以下	20人以上
2 施設基準		
居室共有部分	個室 7.43㎡以上 食堂、便所、浴室 ※ 必要最小限の設備 ※ 調理を委託する場合、調理室を設けないこともできる。	個室 21.6㎡以上 食堂、談話室・集会室、宿直室、便所、浴室、調理室、面談室
3 職員配置基準	施設長 (常勤1) 兼務可 生活相談員 (常勤1) 兼務可 介護職員 (常勤換算1) ※ 事務員、栄養士は、サービスに支障がない場合は、置かないことができる。 ※ 夜間及び深夜に1以上の職員に宿直勤務	施設長 (常勤1) 生活相談員 (常勤1) 120:1 介護職員 (常勤1) 30:1 栄養士 (1) 事務員、調理員、その他適宜

(3) 整備地域

- ① 既成市街地等（23区、武蔵野市の全域、三鷹市の特定の区域）
- ② 上記に準ずるものとして、個別に認定を経たもの

2 医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅（東京都モデル事業 平成 21～23 年度）

「東京における高齢者の住まい方検討会」を踏まえ、適正なサービス提供が行われている高齢者専用賃貸住宅と医療や介護の事業所が連携をとることにより、医療や介護等を必要になっても、安心して住みなれた地域で住み続けることのできる住まいを充実させることを目的として、公募により事業実施者を募集します。



出典：東京都医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業／東京都

3 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅（国土交通省 平成22年度～）

事業イメージ

<要件>

住宅の要件

- 原則25㎡以上
※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上
- 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
- 原則3点以上のバリアフリー化
(手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)
※改修の場合であって物理的・経済的に困難な場合はこの限りではない。

サービスの要件

- 緊急通報及び安否確認サービス
- 次のいずれかの者が日中常駐していること
 - ・社会福祉法人、医療法人又は居宅介護サービス事業者の職員
 - ・ヘルパー2級以上の資格を有する者
- 上記の者が常駐するために必要なスペースを設けること

その他の要件

- 原則高齢者専用賃貸住宅として10年以上登録すること
- 高齢者居住安定確保計画等地方公共団体との整合等を地方公共団体が確認したもの

高齢者生活支援施設等の要件

- 総合生活サービス窓口
 - 情報提供施設
 - 生活相談サービス施設
 - 食事サービス施設
 - 交流施設
 - 健康維持施設
 - 介護関連施設
 - 医療施設又は訪問看護ステーション等
- ※高齢者生活支援施設を合築・併設する場合は、新築・改修費にも補助

